



資料 2

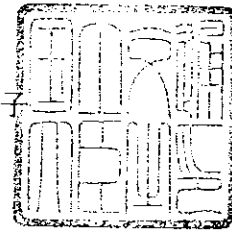
国海総第 4 5 9 号

平成 1 4 年 3 月 5 日

交通政策審議会

会長 今井 敬 殿

国土交通大臣 林 寛 子



交通政策審議会への諮問について

内航海運業法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 6 号

内航海運業の用に供する船舶の平成 1 3 年度以降 5 年間の各年度の適正な船腹量について

諮問理由

内航海運業の健全な発展を図るうえで長期的指針とするため、内航海運業法第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、内航海運業の用に供する船舶の平成 1 3 年度以降 5 年間の各年度の適正な船腹量について諮問する。



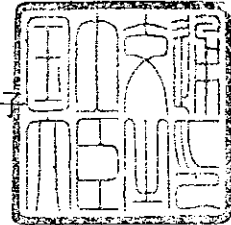
国海総第460号

平成14年3月5日

交通政策審議会

会長 今井 敬 殿

国土交通大臣 林 寛 子



交通政策審議会への諮問について

運輸施設整備事業団法附則第14条第5項に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第7号

運輸施設整備事業団法（平成9年法律第83号）附則第14条第5項の規定に基づき国土交通大臣が定める平成14年度の納付金率について

諮問理由

平成14年度の納付金率を定めるに当たり、運輸施設整備事業団法附則第14条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。